

会議（打合せ）報告書

教育長	部長	課長	所長	主任	班
会議(打合せ)の名称又は議題		平成25年度第2回白井市学校給食共同調理場運営委員会			
報告者職氏名		主査補 芳賀 学			
日時	平成26年2月6日(木) 14時00分～			場所	保健福祉センター2階研修室
出席者	萩倉 純 委員長		八木 美子 委員		
	水崎 誠司 委員		倉敷 まりえ 委員		
	陣内 孝浩 委員				
	山田 敏子 委員				
	加藤 秀明 委員				
	山本 香緒利 委員				
	米山教育長		学校教育課 久古主査補		
	伊藤所長、芳賀主査補				
(会議の概要)					
○教育長のあいさつ					
<p>本日は、寒い中、学校給食共同調理場運営委員会にご出席いただきましてありがとうございます。ごぞいます。</p> <p>今日のメインになるのは、給食センターの基本計画案がまとまりましたので委員の皆様方には、様々なご意見やご要望を頂き更正をして頂きたいと思ひます。</p> <p>現在の場所には、改築できないため、移転をいたしますが、新たな土地につきましては、いくつか候補地はありますが接道の関係、学校への配送を考慮し市内の中心地、上下水道の関係など調査をしているところでごぞいます。</p> <p>概ね協議が整い次第又皆様にご報告させていただきます。今回センターの建替えで大きくアピールできる点として、防災の拠点となるセンターであること。安全でおいしい給食を提供するのが本来の目的であるが、災害があつた場合には、給食センターが拠点となり市民の方に炊き出しなどの提供ができるように考えております。</p> <p>現在は、米飯を委託していますが、炊飯施設がないと災害時に対応できないのでごはんも新センターで炊いていきます。</p>					

また、電源が切れた場合でも、予備電源で対応していきます。

現在の給食センターではアレルギー食の対応をしていないため、新センターでは対応していきます。関東でアレルギーで亡くなる事故があり、そこを踏まえて安全面に配慮した形の給食センターの建替を考えております。

是非、各分野の専門の方がお揃いですので委員の皆様方からの意見を頂いて計画案を作って、その計画案に基づいて建設に向けて進んでいきたいと考えております。

現在の給食センターが、だいぶ老朽化しており、大きな建物の損傷が起きてもおかしくない状況ですので、新しいセンターの建設を急ぎたいと考えております。

ただ、財政課との協議で財源がいくら必要であるか等の協議が必要で土地の問題と並行して進めていく形になりますので、建設に向けての動きができ次第、また運営委員会でご報告させていただきます。

是非、今日は皆様に配布した資料により意見を頂いて、より良い給食センターの建設、子どもたちにとって大変安全でおいしい給食を作りたいと考えておりますので是非ご審議、ご意見を頂戴したいと思います。

#### ○議題1 平成26年度給食実施予定について 資料P1を説明

- ・事務局 平成25年度と同様に189回、1学期4/11～7/11で67回、2学期は9/2～12/18で73回3学期は1/8～3/19で49回、合計189回であることを説明した。

<質疑意見無く議題1全員賛成で了承された。>

#### ○議題2 学校給食費の徴収状況について 資料P2を説明

- ・事務局 現年度分、過年度分の徴収状況について、年度、調定額、収入済額、不納欠損額、人数、徴収率や未納の理由、平成24年度の不納欠損の理由について説明した。
- ・委員 不納欠損に至るまでのいきさつを教えてください、給食費を払わなくても済むということなのか。
- ・事務局 電話連絡や臨戸徴収など徴収の努力はしていたが、不納欠損という結果となってしまいました。
- ・委員 平成25年度現年度分的人数が前年度と比べると多いのはなぜなのか。
- ・事務局： 2. 3月分の給食費の引き落としがこれからのため、数字は変わってきます。また、口座にうっかり入金を忘れた方が多く、調べたところ187人いましたが、その方々が2月、3月の引き落としの際に引き落としできると考

えておりますので、徴収率は上がると考えております。

- ・委員 学校には現年度分の請求しか来ないのですが、過年度分の請求はどのように請求していますか。
- ・事務局 文書で通知していますが、徴収方法等については議題3のところでご説明申し上げます。
- ・委員 時効の援用の基準はありますか
- ・事務局 民法上の時効は2年で、給食費の不納欠損も2年で行ってまいりました。  
ここで言われているのは、滞納している本人が支払うことができないという申し出がなければ、不納欠損ができないという判例が出たということで、監査委員の方から他の市町村もそのように行っているから、白井市もそのようにしなさいと指導がありました。
- ・委員 不納欠損している分は、債権を失ったと解釈してよろしいのでしょうか。
- ・事務局 23、22年度につきましては、不納欠損を行っておりますので債権は失っております。

<議題2 全員賛成で了承された。>

- ・議題3 学校給食費の徴収強化について 資料3から5P説明  
給食費の徴収率が99%で残り1%、が未納であること、給食センターとしての対策、実績について説明した。
- ・委員長 3ページの学校との連携のところ、PTAが給食費の未納について働きかけることがあるのかPTAの方に質問したい。
- ・委員 PTAから働きかけたことは、ないです。
- ・委員長 PTAが働きかけることは、法律上問題ないのか確認したい。  
いかがでしょうか。
- ・事務局 給食費については、学校が集金していた時期がありました。現在は、学校教育課と学校が連携して徴収する市町村も出てきました。  
過去には、PTAをお願いをしていたような時期もあったかもしれないということで、資料には載せていますし、今後もそのようなことができれば、いいとは思っております。
- ・委員 学校は、校務に追われ給食費どころではないため、学校で徴収するのではなく、給食費は給食センターで徴収するほうが良いというのが学校の意見です。
- ・事務局 桜台小中は、自校方式で学校で徴収しているので徴収率100%です。そい

うことから考える余地はあると考えます。

- ・委員 平成18年度に初めて給食運営委員をお受けしたときに、白井第三小学校は、未納の金額が外の学校と比べても桁が違い、100万円単位まで行って桁が間違っていないかと確認したくらいです。

そのようなことから、PTAが給食費未納に係るのは難しいのかなと思います。

ただ、PTAとして協力できることがあるとすれば、入学説明会の際に給食費は、給食の材料費であって人件費に充てたりはしていないというような説明はできるのではないかと考えています。そうすることによって保護者の気持ちも変えていければと思います。

- ・委員 昨日ちょうど、新入生の説明会でそのようなことを、お話ししました。兄弟がいて1年滞納するような親もいたので、丁寧に説明しました。保護者からは、不公平だという親もいるので、支払督促は進んでやるべきだと思います。

- ・委員長 学校で少額のうちに払いましょうと高額になると裁判所から督促が行きますよという説明をして、それから、PTAにもご協力いただくといいと思います。

- ・委員 児童手当からの徴収は、強制的にはできないのか。

- ・事務局 法律で、保護者の同意がなければ徴収できないことになっています。

- ・委員 保護者から給食を食べるとは言っていないという意見もあり、契約を結ぶというようなことも考えなければならないことも出てきています。

- ・事務局 南房総市の方で給食費を3カ月滞納した場合は、給食を出さないというようなことが新聞で報道されていましたが、そのようなことも考えていかなければならないかと考えています。

- ・委員長 それは、ちょっと厳しすぎるのではないかと考えています。

- ・事務局 経済的に厳しい世帯であれば、生活保護や準要保護などの制度を紹介していることから、給食停止の人たちはお金があるのに払わない人たちになります。

- ・委員長 他の方、意見どうですか。

- ・委員 親が給食費払わないから、子どもに給食を出さないというのは、学校の現場でもできないのではないかと。

いじめの原因になってしまったり、子どもたちを守ってあげなければいけないのではないのでしょうか。

- ・委員長 給食の契約というのは、法律で決まっているのではないのですか。

・事務局 全国の給食を見ますと、関西方面ではスクールランチ方式と言って食券を購入して食べるものや、関東では、センター方式があります。

ですから、全国一律に同じ方式でおこなっているわけではありません。

また、給食費を市や町が負担して給食を供給する方式も出てきています。

全国で10市町村ほど、関東では群馬で行っています。

・委員 そもそも、給食費が材料費のみに充てられているということを知らない親もいますので、もっとPRが必要ではないか

・事務局 今回の値上げの文書の中にその言葉を入れて出しました。

・委員長 その部分を、太字にしたり、線を引いて強調したりして保護者に通知した方がいいのかなと思います。

・委員 保護者が給食費を負担するというような法令はあるのか。

・事務局 学校給食法に規定されています。

・委員 児童手当の対象者で6か月以上から1年に拡大したとありますが、滞納額が増えてからでは遅いのではないのでしょうか。

・事務局 事務局としては、戦略を練って1年以上は、裁判所に、6か月以上は児童手当からというように考えていました。6か月では少ないので、1年の方が件数も金額も多いということで拡大をいたしました。

額が少ないうちにとのご意見は、検討事項とさせて頂きたいと思えます。

<議題3 全員賛成で了承された。>

○議題4 白井市学校給食共同調理場建替事業基本計画（案）について 資料P6～11を説明

・委員長 建設までに3年かかりますか。

・事務局 基本計画は今年の3月に出来上がります。また別な委託を掛けておまして給食センターを市が建てるのか、PFIで建てるのかを検討する委託をしております。それによって、スケジュールが大幅に変わります。

役所が作る場合には、短期間で作れますがPFIで建てる場合には、1年余計にかかります。

・委員長 議会に諮るんですか。

・事務局 市として方針を決めて、議会に諮ります。

・委員 施設の用地は、決まっていますか。

- **事務局** ある特定の場所を、売っていただけるよう交渉を進めておりますが、まだ決定はしておりません。
- **委員** 災害用井戸や簡易トイレは、設置しますか。
- **事務局** 災害用井戸は設置しますが、給食センターは、災害の拠点ではありませんので、簡易トイレ設置はしません。
- **委員** 強化磁器食器の評判がいいので、強化磁器食器にしてほしい。
- **事務局** 樹脂製の汁椀が、6割と増えてきている。以前は樹脂製のものは、環境ホルモンの影響があったためです。近年の樹脂製の食器については影響がないととらえています。
- **委員** 樹脂から強化磁器に変わった時に、扱いが丁寧になったという意見も出ています。壊れる率が減ったというデータもあるので参考にして頂ければと思います。
- **事務局** 調理員が洗浄する際に、磁器食器だと持ち上げるのに重労働になります。
- **委員** 今現在どのような方法で、調理業務委託と配送業務委託をかけていますか。
- **事務局** 調理は調理、配送は配送と別々に委託しています。また、他の市町村を見てみますと、調理と配送を1つの会社に委託しているのがほとんどです。1つ会社に委託しますと、配送する人の空き時間が有効利用できますので無駄な人件費がかかりません。
- **委員** 業務委託は、入札ですか。
- **事務局** 調理業務委託は、プロポーザル方式と言いまして提案制で様々な業者さんがプレゼンをして聞いたうえで事務局が判断をして決定します。配送については、入札です。
- **委員** 現調理場を補強して使用するようなお考えはないのですか。
- **事務局** 今の施設は、そのまま使用して新しい施設が出来上がったならそちらに移動することを考えております。  
補強するということは、調理場内に柱が立つので、現施設の状況でも狭いので、柱を立てばさらに狭い状況になりまして作業がしづらい状況となりますので新しい施設を建てることとなります。
- **委員** 地震が起きれば、倒壊してしまうのですね。
- **事務局** 震災の時は、壁が崩れたりしましたが、3月で何日かの停止で済みました。
- **委員** 震災後の翌週には給食が食べられたのでとても助かりました。

<議題4 全員賛成で了承された。>

その他 特になし

○閉 会